

中田駅・立場駅区民ギャラリー



あなたの作品を飾りませんか？



作品を展示したい **サークル・団体を募集中！**

展示期間 令和6年3月27日(水) ~ 令和7年3月26日(水)

展示作品 写真、絵画、工作物、手工芸品などの作品

応募締切 令和6年1月12日(金) (必着)

「泉区民ギャラリー利用要項」を確認し、次の必要書類をいずみ区民活動支援センターにFAX、郵送、メールに添付または、窓口に提出してください。

応募方法

- 泉区人財バンクに登録している団体の方
「泉区民ギャラリー利用団体申込書」
- 泉区人財バンクに登録していない団体の方
「泉区民ギャラリー利用団体申込書」、「利用団体活動内容報告書」

【泉区民ギャラリー利用要項や必要書類について】

いずみ区民活動支援センター、区内区民利用施設で配架中です。また、ホームページからダウンロードもできます。

泉区民ギャラリー

検索



- ◆個人の方や営利を目的とした団体の使用はできません。
- ◆中田駅・立場駅の同時展示が原則ですが、空き状況により1駅のみの展示も可能です。

お問合せ いずみ区民活動支援センター（泉区役所1階104窓口）
〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1 TEL：800-2393 FAX：800-2518
Eメール：iz-kuminkatsudou@city.yokohama.jp

区民ギャラリー展示日程

(資料1)

コマ区分	日程		
1	3月27日(水)	～	4月10日(水)
2	4月10日(水)	～	4月24日(水)
3	4月24日(水)	～	5月 8日(水)
4	5月 8日(水)	～	5月22日(水)
5	5月22日(水)	～	6月 5日(水)
6	6月 5日(水)	～	6月19日(水)
7	6月19日(水)	～	7月 3日(水)
8	7月 3日(水)	～	7月17日(水)
9	7月17日(水)	～	7月31日(水)
10	7月31日(水)	～	8月14日(水)
11	8月14日(水)	～	8月28日(水)
12	8月28日(水)	～	9月11日(水)
13	9月11日(水)	～	9月25日(水)
14	9月25日(水)	～	10月 9日(水)
15	10月 9日(水)	～	10月23日(水)
16	10月23日(水)	～	11月 6日(水)
17	11月 6日(水)	～	11月20日(水)
18	11月20日(水)	～	12月 4日(水)
19	12月 4日(水)	～	12月18日(水)
20	12月18日(水)	～	12月27日(金) ※
21	1月6日(月)	～	1月15日(水) ※
22	1月15日(水)	～	1月29日(水)
23	1月29日(水)	～	2月12日(水)
24	2月12日(水)	～	2月26日(水)
25	2月26日(水)	～	3月12日(水)
26	3月12日(水)	～	3月26日(水)

令和6年

令和7年

- ・ 上の表より展示希望日程を選んで、「泉区民ギャラリー利用団体申込書」にご記入ください。
- ・ 搬入は初日14時以降に開始し、搬出は最終日の11時までに完了してください。
- ・ 利用上限は1団体2コマまで、それぞれ第3希望までご記入いただけます。
- ・ 中田駅・立場駅同時展示が原則ですが、空き状況により1駅のみの展示も可能です。

※No.20と21については、年末年始が閉庁日のため展示期間が短縮となります。

【提出書類について】

1 泉区人財バンクに登録をしている団体の場合

「泉区民ギャラリー利用団体申込書」を提出してください。

2 泉区人財バンクに登録をしていない団体の場合

「泉区民ギャラリー利用団体申込書」、「利用団体活動内容報告書」を提出してください。

【申込締切】 令和6年1月12日(金)

泉区民ギャラリー利用団体申込書

提出日 令和 年 月 日

ふりがな 団体名					
代表者 (展示責任者)	ふりがな 氏 名				
	住 所	〒 ー			
	電話番号				
	F A X 番号				
	携帯電話番号				
	メールアドレス	<input type="checkbox"/> P C <input type="checkbox"/> 携帯			
展示内容					
泉区人財バンク 登録について	<input type="checkbox"/> 登録している		<input type="checkbox"/> 登録していない		
利用希望 日程	1 コ マ 目	第一希望	希望駅(○ をつけてく ださい) 中田駅	コ マ 区 分	展 示 期 間 月 日から 月 日まで
		第二希望	立場駅		月 日から 月 日まで
		第三希望	二駅とも		月 日から 月 日まで
	2 コ マ 目	第一希望	中田駅		月 日から 月 日まで
		第二希望	立場駅		月 日から 月 日まで
		第三希望	二駅とも		月 日から 月 日まで

添付書類

利用団体活動内容報告書（泉区人財バンクに登録している団体の方は提出不要です。）

利用団体活動内容報告書

年 月 日

団体名			
会員数	名（うち泉区在住・在勤・在学の人 名）		
活動実績・内容			
活動日・場所	曜日	時間	施設名
		: ~ :	
		: ~ :	
会費	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 入会金（ 円） <input type="checkbox"/> 年会費 <input type="checkbox"/> 月会費 <input type="checkbox"/> 1回（ 円） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 無		
URL			

泉区民ギャラリー利用要項

1 設置場所及び展示スペース

次の各駅構内に設置のアートショーケース内とする。(資料2、3のとおり)

- (1) 中田駅 横浜市泉区中田南三丁目1番5号
- (2) 立場駅 横浜市泉区中田西一丁目1番30号

2 利用対象団体

泉区の文化の発展と区民が文化に親しめることを目的とした、次の各号の要件すべてを満たす団体とする。

- (1) 泉区内で活動実績があり、泉区在住・在勤・在学の複数で構成する文化団体であること。ただし、個人、または民間企業、文化教室等を除く。
- (2) 参加を希望する区民が、いつでも加入できる団体であること。
- (3) 営利、宗教、政治等を目的とした団体及び暴力団でないこと。

3 利用期間

- (1) 区民ギャラリー展示日程(資料1)のとおり、1コマ15日間とし、年間の利用上限は1団体2コマとする。ただし、区役所が使用する場合は、この限りではない。
- (2) 搬入は利用期間の初日14時以降に開始し、搬出は最終日の11時までに完了する。

4 利用許可の優先

展示は、中田駅構内及び立場駅構内の2箇所を同時に展示することを原則とする。2箇所同時に展示する団体の利用を優先し、利用状況に応じて、いずれか1箇所のみ展示を希望する団体の利用についてはいずみ区民活動支援センターが決定する。

5 利用料金

- (1) 原則として無料とする。ただし、利用団体は故意又は過失により区民ギャラリーを破損等した場合は実費を弁償しなくてはならない。
- (2) 展示作業及び展示物に係る傷害及び損害等の保険は各団体が加入し負担するものとする。

6 利用許可の基準

- (1) 公共の展示スペースを利用する展示として、内容及び利用方法が適切であるもの
【例】写真、絵画、工作物、手工芸品などの文化的作品の展示
- (2) 区民ギャラリーを破損、汚損する恐れがないもの
- (3) 動植物、液体、水気のある(乾燥していない)ものではないもの
- (4) 悪臭や害虫が発生しないもの
- (5) 展示作品は、著作権やその他の法令に抵触しないもの
- (6) 生徒の募集や商品の宣伝行為、物品販売等の営利目的とならないもの
- (7) 宗教や政治活動等につながらないもの
- (8) 特に泉区長が認めたもの

7 利用申込方法

利用団体は区役所 1 階いずみ区民活動支援センター、区内区民利用施設で配布する必要書類に記入し、締切日【必着】までに、(2)の申込先に FAX、郵送、メールに添付または、持参する。
(必要書類はいずみ区民活動支援センターホームページからダウンロードも可能)

(1) 必要書類

ア 泉区人財バンクに登録をしている団体の場合

「泉区民ギャラリー利用団体申込書」

イ 泉区人財バンクに登録をしていない団体の場合

「泉区民ギャラリー利用団体申込書」、「利用団体活動内容報告書」

ウ いずみ区民活動支援センターは、必要に応じて、団体及び団体の活動内容を確認するため、当該団体等に対して展示等に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

(2) 申込先

〒245-0024 泉区和泉中央北 5-1-1 いずみ区民活動支援センター 区民ギャラリー担当

電話：800-2393 FAX：800-2518

Eメール：iz-kuminkatsudou@city.yokohama.jp

8 利用許可決定及び通知

利用許可の決定は、いずみ区民活動支援センターが通知する。

9 利用希望期間が重複した際の取扱い

(1) 利用希望期間が重複した場合は、いずみ区民活動支援センターが日程調整を行うものとする。(その際、主に泉区在住、在勤者の会員で構成されている団体を優先するものとする。)

(2) 日程調整が困難な場合は、いずみ区民活動支援センターが抽選を行い、利用団体と展示期間を決定する。

10 展示作業の実施

利用団体は、原則として次の各号のすべてについて順守し、展示作業を行うものとする。

(1) 作品の搬出入、展示・撤去、団体名・展示責任者名、題名・作者等の表示を利用団体が行うこと。展示作業のための脚立は、原則として利用団体で用意すること。

(2) 作業は、利用期間内で各駅の営業時間内において、通行人や駅利用者等に支障が生じないように配慮して行うこと。安全面を考慮し、2名以上で作業すること。

(3) 搬出入に車両を使用する場合は、駐車場を利用すること。

(4) 利用団体は鍵の受取や展示内容について、展示開始日の1週間前までに、いずみ活動支援センターに連絡をすること。(鍵の受取は原則展示初日)

(5) 展示内容については正面から撮影した写真を各駅1枚ずつ、展示作業終了後、速やかに提出すること。(概ね3日以内にデータをメールに添付するなどして提出)

(6) 展示は、壁面上のレールにあるフック(各10本)を用いて懸垂式の展示及びショーケース内にある棚板を利用した展示のみを行うものとする。

(7) ショーケースや備品の破損、汚損等があった場合は、直ちにいずみ区民活動支援センターに報告し、原状回復を行うこと。

(8) 必要に応じて、ショーケースの中及び下の用具入れは清掃すること。

11 その他

- (1) 展示中の作品の管理は、利用団体が行うものとする。
- (2) 展示作品の破損・汚損・盗難・紛失等について、いずみ区民活動支援センターは一切の責任を負わない。
- (3) 利用にあたり疑義が生じた場合は、団体展示責任者といずみ区民活動支援センターは協議し、利用団体はその協議の内容に従い、いずみ区民活動支援センターの指示に従うものとする。
- (4) 利用許可の基準に反する場合は、いずみ区民活動支援センターは利用許可を取り消すとともに、利用団体に対して、直ちに展示を中止することができる。
- (5) 展示作品に、著作権・肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、いずみ区民活動支援センターは一切の責任を負わない。第三者との間で紛争が生じた場合、各団体の責任と費用により当該紛争を解決するものとする。

12 参考

立場駅区民ギャラリー



中田駅区民ギャラリー

